

議案第70号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）

令和5年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ445,773,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰 入 金		千円 20,979,228	千円 100,000	千円 21,079,228
	2 基金繰入金	20,568,962	100,000	20,668,962
歳 入 合 計		445,673,693	100,000	445,773,693

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 38,175,884	千円 100,000	千円 38,275,884
	5 選 挙 費	409,120	100,000	509,120
歳 出 合 計		445,673,693	100,000	445,773,693

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 選挙費	県政選挙費	<small>千円</small> 100,000
計			100,000